

第6章 計画の実現に向けて

6 - 1 基本的な考え方

平成16年11月に本市が誕生してから4年余りが経過する中、平成20年7月に中京圏と連絡する東海北陸自動車道が全線開通し、観光客をはじめ交流人口が増えている一方、定住人口の減少と高齢化が進行しています。こうした様々な変化に対応するため、この都市計画マスタープランでは、「豊かな自然と文化と人を繋ぐ 多核ネットワーク都市」を将来像としてまちづくりの整備方針をまとめてきました。

ここで策定した都市計画マスタープランに沿ってまちづくりを実現していくためには、計画的な運用が不可欠であり、市役所内の関係部署相互の連携体制を確立するとともに、地域の実情を踏まえた計画の見直し作業も必要になります。

また、事業の推進にあたっては、まちづくりの主体である市民の理解と協力が重要であり、市民と企業と行政が協働してまちづくりを推進する仕組みづくりが必要になります。

こうしたことから、まちづくりの基本方針を定めたこの都市計画マスタープランを実現する方策として以下のことを検討していきます。

計画の進行管理

実現に向けた取り組み

まちづくりの推進体制

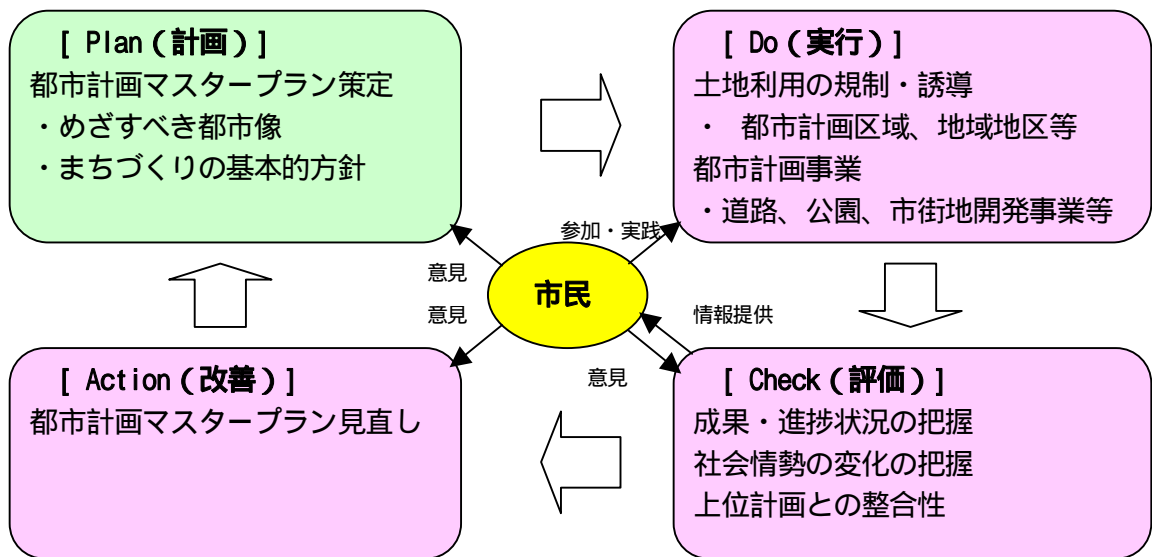
計画的な事業推進

6 - 2 計画の進行管理

まちづくりは、その目標を実現していくにあたり、比較的短期の対応によるものから中長期的な見通しに立って取り組む必要のあるものなど多岐にわたります。

この都市計画マスタープランは20年後の長期展望に立っていますが、目標実現までの進行管理の仕組みとして、社会情勢や市民ニーズの変化、上位計画の見直しなどに合わせて、下図のように、短期のPlan（計画） Do（実行） Check（評価） Action（改善）ループ、また中長期のP D C A ループのチェックを行い、必要に応じて都市計画マスタープランを見直していきます。

図 6 - 1 都市計画マスタープランの進行管理の考え方
(本マスタープラン)



Do（実行）

都市計画制度の活用

- ・まちづくりを進めるにあたり、市民との共通の理解のもと、土地利用の規制・誘導や都市計画制度等を積極的に活用することにより目標の実現に努めます。

事業化に向けた取り組み

- ・まちづくりの事業化が円滑に進行するよう様々な主体を設定し、適切な都市計画事業に取り組みます。

Check（評価）

進捗状況についての情報提供

- ・都市計画区域や地域地区、都市施設、市街地開発事業等の個別・具体の都市計画を決定するにあたり、一連の過程において主体となる市民へ適切な情報の提供に努めます。

市民の意見反映

- ・都市計画に関する事業について情報を提供し、市民の意見が反映できる仕組みの構築に努めていきます。

Action（改善）

都市計画マスタープランの見直し

- ・都市計画に関する市民の意見や基礎調査等の結果を踏まえ、定期的な見直しを行うとともに、社会情勢の変化にも的確に対応した見直しを行います。

6 - 3 実現に向けた取り組み

都市計画マスタープランに示す方針に基づき個々の事業や施策を検討し、必要に応じて適正な時期に都市計画の決定・変更を行っていきます。

一方、森林や農地などの保全や管理、市街地における基盤整備や景観形成、緑の保全や管理を進めるため、まちづくりのルール化を検討するとともに、住民協定、緑化協定、地区計画の導入等により、良好な住環境や街並みの形成に努めていきます。

また、合併を機に効率的な運営による財政負担の軽減を図るため、公共施設の再編についても取り組んでいきます。

(1) 取り組み手法について

1) 都市計画の決定・変更を伴う取り組み

都市計画区域の見直し

- ・合併前から設定されていた4つの都市計画区域について、1つの都市計画区域に変更することを関係機関へ働きかけます。
- ・井口地域の平野部を都市計画区域に編入することを関係機関へ働きかけます。

地域地区の見直し

- ・優先的に市街化を図るべき地区で、計画に沿った土地利用が進んでいない地区は、この都市計画マスタープランに従って地域の実情を反映させた用途地域の見直しを進める他、地区計画の導入についても検討します。

都市施設の整備

- ・都市計画決定されていながらも整備が遅れている都市計画道路や公園の整備充実に努めます。

都市計画道路網の見直し

- ・長期未着手となっている都市計画道路の必要性や整備手法を検討し、都市計画道路網の見直しを進めます。

市街地開発事業

- ・優先的に市街化を図るべき地区として位置づけられながらも、都市基盤整備が遅れ未利用地が多く残っている地区について、土地区画整理事業の導入を検討し良好な住環境の確保に努めます。

2) まちづくりのルールづくりを伴う取り組み

街並み景観形成

- ・住民協定などの取り決めにより歴史的な街並みを保全し、地域特有の景観形成を誘導していきます。

散居村景観の保全

- ・用途地域以外の農村部における散居村の景観を保全し、農業環境を維持していくため、開発行為や建築行為といった土地利用を規制し誘導していきます。

居住環境の改善

- ・建物の建替えや更新時をとらえ、オープンスペースの確保や地域緑化を促し、住環境の改善を推進します。

(3) 合併に伴う公共施設の再編について

現在本市内には、合併以前の8町村がそれぞれに設置した類似の施設も見られ、維持管理費の増嵩を招いている実態もあります。

今後、施設利用の効率化や財政負担の軽減化のため、適正な施設配置の検討を行うとともに、道路網の整備など地域の連携強化を積極的に進めながら、施設の更新時期に合わせて再編を進めていくこととします。

6 - 4 まちづくりの推進体制

都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った適切な都市計画事業を推進していくための指針として、市民参加の過程を通じ、市民と行政が将来の都市像について共有し、まちづくりの目標や道筋に関する共通の理解を深めることを目的としています。

(協働のまちづくり)

これまでのまちづくりでは行政や専門家が主導また先導することが多くありましたが、これからは、市民や企業、NPO、まちづくり専門家、大学等の教育機関、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して取り組む体制整備が求められています。そのためには、それぞれが受身ではなく、主体的かつ積極的に多様な場面で参加できる仕組みをつくり、「提案する側」と「提案される側」が固定化されず、考えの違いを乗り越え、合意形成に努めていきます。

(まちづくり組織の設置)

市民やNPO、各種団体など様々な分野の人で構成する「まちづくり協議会」の設置を検討します。この協議会は、まちづくりに関する活動を積極的に行っていく組織を支援し、市民参加によるまちづくりを働きかけていきます。

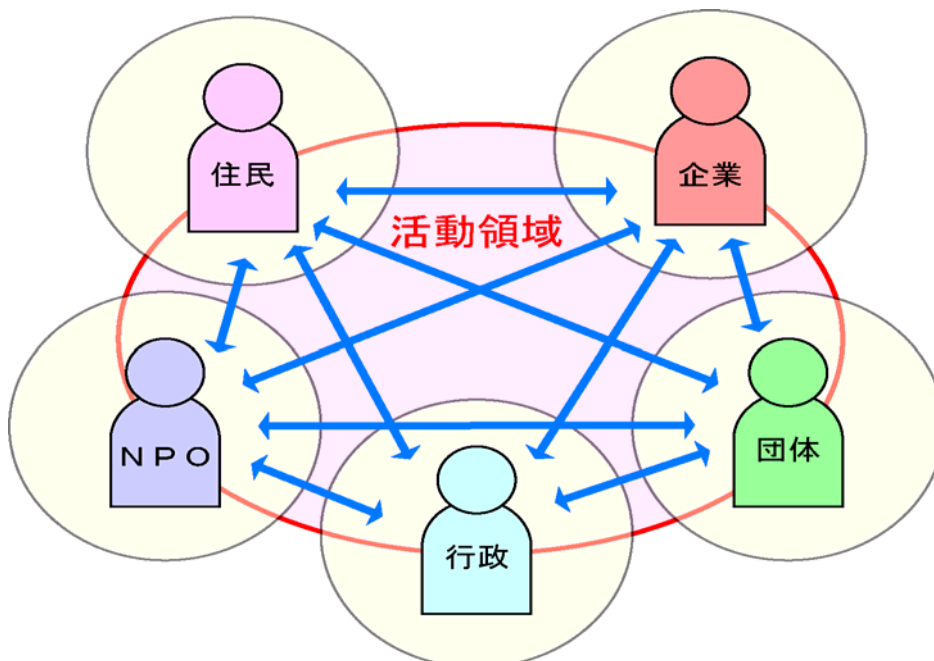
(企業の協力・参加によるまちづくり)

市民や行政が進めるまちづくりについて、企業が地域のまちづくり活動を理解し、それぞれの企業の持つ特性を活かし、自らもまちづくりに参加して地域に根ざした活動が展開できるよう支援・協力を要請していきます。

(長期的なまちづくりを見据えた人材育成)

まちづくりは、市民の長期間の取り組みによって進められていくものです。このため、子どもが楽しく参加できる行事やさまざまな世代が交流する地域活動などを通じて、子どもから高齢者まで幅広い層の参加を促し、地域に愛着と誇りをもった人材の育成を支援します。

図 6 - 2 まちづくりの推進体制



6 - 5 計画的な事業推進

ここでは、全体構想で示された都市整備を進めるための基本方針について、土地利用、都市施設、都市景観、都市環境の分野ごとに、アンケートやワークショップでの市民の要望も加味した上で効果的・効率的に計画を推進していくため、事業の整備目標について検討を行い、計画的に推進すべき施策について整理します。

短期：10年以下 中長期：10～20年

基本方針	着手時期		主な整備内容
	短期	中長期	
(土地利用) まちの魅力が凝縮した地域づくり			
緑地・農地との調和・共存			<ul style="list-style-type: none"> ・平野部に広がる農村地域での環境保全 ・井口地域平野部の都市計画区域編入 ・神社仏閣境内の緑地保全の促進 ・井波市街地南部丘陵地で風致規制
環境負荷の少ない多彩でコンパクトな市街地形成			<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内未利用地で面的整備の導入 ・市街地中心部での魅力的な商業地の形成 ・市街地中心部で居住環境の改善による人口の定着化
多様な産業の創出と都市機能の集約化			<ul style="list-style-type: none"> ・I C 予定地周辺での企業の誘致集約 ・城端地域で地場産業と新規企業の融合 ・特産物の育成促進によるコミュニティの醸成 ・市街地中心部への商業施設の集積とサービス施設の誘導
(都市施設) 快適な暮らしと円滑な内外交流の実現			
都市機能の充実と公共公益施設の適正配置			<ul style="list-style-type: none"> ・福野地域都市計画道路沿いに集客性の高い商業地区を形成 ・城端・井波地域に門前町としての観光地の整備充実 ・医療拠点となる井波・福光地域で、医療福祉サービスを充実
安全・安心を高める都市づくり			<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の整備充実によるリニューアル化 ・公園を災害時の避難場所としての整備 ・安全で快適に移動できる歩行者空間の整備 ・鉄道やバス路線の充実とパーク＆ライド用駐車場の整備
市内外の交流を促進するネットワーク網の配置・整備			<ul style="list-style-type: none"> ・東海北陸自動車道の4車線化 ・南砺インターチェンジ(仮称)の開設 ・城端サービスエリアでのスマートインターチェンジ開設の検討

			<ul style="list-style-type: none"> ・地域を連絡する主要幹線道路の整備 ・八乙女連絡道、金沢福光連絡道の実現化検討 ・災害時に孤立しない道路ネットワークの形成 ・都市計画道路未整備区間の整備と計画の見直し ・事業者との協働による公共交通の充実と利用増進 ・企業誘致を図るための超高速ブロードバンド網の整備充実
<p>(都市景観) 風土・文化を伝える南砺市ならではの美しい景観づくり</p>			
歴史的街並みの保全・継承			<ul style="list-style-type: none"> ・伝統家屋の継承と景観誘導 ・JR福野駅前の景観向上 ・都市施設と街路樹が一体となった景観整備 ・世界遺産合掌造り集落の景観保全
農村部に広がる散居村景観の保全			<ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な農地転用の規制による散居村形態の保全 ・散居村が見渡せる眺望点の整備保全
市民主導の景観形成の促進			<ul style="list-style-type: none"> ・「景観づくり住民協定」の周辺への拡大 ・一級河川小矢部川を水と緑の景観軸として保全整備
<p>(都市環境) 安心とるおいのある協働まちづくり</p>			
災害に強く安心して快適に暮らせる基盤整備			<ul style="list-style-type: none"> ・建物密集地の改善による火災、雪害に強い都市構造の形成 ・防災センターの整備 ・地域防災計画に基づくまちづくりの推進 ・都市下水路、雨水排水路の整備 ・治水機能の向上を図るための河川の改修
豊かな自然環境を活かしたゆとりある地域づくり			<ul style="list-style-type: none"> ・観光レクリエーション施設の整備充実 ・五箇山地域をグリーンツーリズムなど都市と農村の交流地域として再利用 ・体験型、滞在型観光を目指した施設の整備充実 ・観光客の多い地区での駐車場の整備
市民との協働による活気あるまちづくり			<ul style="list-style-type: none"> ・住宅更新時のオープンスペースの確保による居住環境の改善 ・市民意識の啓発

注：着手時期で短期・中長期ともに表示の事業は、短期に取り組み中長期に継続して取り組む事業